

イラク・ビジネス・セミナー議事録

日時：平成21年11月19日

場所：ジェトロ東京本部5ABCD会議室

講演3：ハーバート・スミス外国法律事務所

プライスウォーターハウスクーパース

（司会者）後半の講演では、ハーバート・スミス外国法律事務所及び、国際会計事務所プライスウォーターハウスクーパース社（以下、PWC）より講師をお招きいたしまして、イラクへの投資案内、イラクの現地法律、税務会計という演題にて講演を頂きます。

ハーバート・スミス外国法律事務所より3名の講師をお迎えしています。東京事務所よりジェームス・ロビンソンパートナー、及びドミニック・ラウトンパートナー、またドバイ事務所よりデイヴィッド・ローレンスパートナーにお越し頂いております。また、PWCより2名の講師をお迎えしています。同社サウジアラビア拠点よりイシュマイル・マラカパートナー、同社UAE拠点よりタレク・ハッダードパートナーにお話を伺います。それでは、よろしくお願いします。

（デイヴィッド・ローレンス氏）ご紹介どうもありがとうございました。本日はたくさんの方々がいらっしゃっていて大変うれしく思っています。デイヴィッド・ローレンスと申します。私はハーバート・スミス、ドバイオフィスのパートナーをしています。私は日本で実は10年間過ごした経験があります。皆様方がハーバート・スミスを聞いたことがないという方もいらっしゃるかもしれませんが、ちょっと説明致しますと、世界じゅうにオフィスを持つ多国籍法律事務所で、そのオフィスの中には東京、そして中東も入ります。今回ジェトロと、中東協力セクター主催のこの重要な会議において話す機会を頂いたことを大変うれしく思っております。

まず私が最初にイラクにかかわりを持ったのは1997年のことでした。まだその当時私は日本に住んでいました。その当時のことですから私がやっていた作業というのは、すべて債権回収に関するものばかりでした。しかし、今現在イラクで私たちは仕事をしていますが、今度は非常にポジティブな、どちらかという建設的な仕事をさせて頂くようになりました。私自身オイル、ガスサービスの契約、入札に関係する様々な作業をしています。最初の入札というのはちょっと失敗ぎみの感じでしたが、今や3つの契約が既に終結しておりまして、2番目の入札は成功裏に終わるものと期待されています。

さて、サービス契約書が締結されれば、すぐにイラク経済に対してたくさんの投資が行われるということになります。石油、ガスサービスが至るところで操業を始めるということになるからです。そうなってくればどんどんと生産が始まり、イラク政府にとってどんどんとキャッシュ・フローが入ってくるということになります。

このように収益が上がることによって、基本的なインフラを開発するだけの予算がイラク政府にもできるはずで、イラク政府はつい最近彼らのインフラのサービス、インディペンデント・パワー・プロジェクトということで電力に関する入札を発表したばかりです。先月ですが、投資法の改定が行われました。これによりイラク人が居住するという場所であれば、外国人投資家もその土地を取得することができるという改定が行われました。

これは私たちのプロジェクトに大きなメリットをもたらします。このグループの地域クライアントで、特にイラクで住宅地の開発をするというプロジェクトを計画している人たちと一緒に仕事をすることができるということになりました。将来的にはこうしたタイプのプロジェクトが多くなるでしょう。そうすると電力も引かなければなりませんし、また、排水の処理施設もつくっていかなければならないということで、また投資が必要になります。もちろんイラクという国は、これから先もまだまだ課題を残すでしょう。私より前にお話しになった方々が、その側面をもう既に詳細にお話しになっていたと思います。

そこで、きょうの私の話の中では、法的な枠組みについて話をしようと思います。この法的な枠組みの説明をさせていただければ、多分イラクにもきちんと法律があるのだと、もちろんこれは100%完璧なものではありませんが、これから先徐々にさらに改善していくタイプの法的枠組みがある。そういった意味ではビジネスをしていく上での一つの安心条項となっていくでしょう。私の話はあくまでも概要になります。皆様方のお手元の資料の中には、日本語で書いた様々なイラクに関する情報とか、私どものサービスについてのことがありますので、それをぜひ後でござらんになってください。

それでは、プレゼンの中身に入っていきます。最初にイラクの法制度の概要についてお話をさせていただきます。そして、東京のジェームス・ロビンソンパートナーのほうから会社の登記に関して、そしてまた、商事代理人に関しての説明をしてもらいます。そして、その後私ももう一度戻ってきてイラクのビジネスに関連する法律、イラクでビジネスを始めようというときにかかわるような法律の話をして、今度はドミニク・ラウトン、彼もまた東京オフィスの人なのですが、彼は主に紛争の専門家ですから、紛争解決について話をしてもらいます。そして、最後に私がもう一度法律の枠組み、特に石油、天然ガスに関する法規制について話をさせ

て頂いて、きょうのお話の終わりとさせていただきます。

イラクというのは連邦共和国国家です。2005年の憲法で書いてある通りでございまして、これは国民投票によって選ばれた憲法ということになっています。したがって国民議会というのは選挙によって選ばれます。この国民議会の仕事というのは大統領を選挙する。また、法律を審議して通過させる。また、大統領や閣僚のパフォーマンスをモニタリングするということになります。大統領が現在は元首となっておりまして、行政府の長ということで閣僚会議などを開くということになっています。

イラクには連邦政府と地方政府の2つのレベルがあります。そして、イラク憲法は半自治権を有する行政区域を認めています。クルディスタンがその一部で、後でまた説明致します。イラク連邦と、地域政府にはおのおの異なった権限があります。そして、このように共同して権限を施行しています。もちろん中央政府というのは国防であるとか、財政というものを中心にやっていくわけであり、また、地方政府というのは各地方に関する規制、環境、公衆衛生、教育といったことをやっていきます。

そして、もう一つ重要なのは、現在のイラク法というのは様々な時期に改定を加えられたということです。私たちはガイドをつくっていますが、1951年が一番古いタイプの法律で、これは実はエジプト民法の影響を受けています。これはもともとのイラク法のもともとなったものです。エジプト民法というのは実はフランスの法律に影響を受けています。

イラクの法律の制度というのは基本的に世俗制なわけではありますが、シャリア法の影響も受けています。憲法の中に書いてある通り、どのような法律であったとしてもイスラム教の原則に背いてはいけないと書いてあります。ということで現在議会では様々な法案の審議が行われていますが、その中で幾つか通過した法案のうち一番重要なのは、2006年の投資法です。ジェームスが、この内容は後で説明することになっています。

クルディスタン地域、これは先ほど申し上げた半自治権を認められた行政区域で、憲法でも保障されています。そして、この地域には民主的に選挙を経た議員たちが仕事をしています。このクルディスタン地域というのはほかとは少し違います。なぜならば1991年にある程度の自立、独立を認められているからです。クルド法というのもありますが、1991年以前もほぼ同じような内容になっています。クルド法が存在しない場合にはイラク連邦法が適用されるということになっています。

しかし、彼らは連邦政府がカバーしていないところは、自分たち独自の法律を通過させることができるということになっています。これがクルディスタン地域の問題に関係するわけです。

が、彼らの石油法、2007年に通過したこの石油法が、本当に有効なものなのかどうかということに関する紛争にも今発展してきています。

以上が、全体的な枠組みに関しての導入部ということになります。

それでは、ジェームスのほうから今度は事業設立、会社設立に関しての説明をしてもらいましょう。どうもありがとうございました。

(ジェームス・ロビンソン氏) 私の話の中では、日本企業がイラクにどうやって投資をしたらいいのかという話をしようと思います。この投資という意味では2つの側面があります。1つはイラクにオフィスを開設する、または会社を興すということ、もう一つはオフィスであるとかビジネスをやらずにただ単に投資をするという方法です。では、最初のもの、まずイラクにおいて企業を設立する場合の話からいきます。

まず1番目の原則として外国投資の制限がないということです。したがって法律上外国人がイラクの会社を所有してもいいということになるわけです。したがって100%の子会社というのはイラクにおいて可能であるということになります。後でまたお話し致しますが、幾つかの企業体の枠組みが許されておりまして、そのような形で起業することができます。

2番目に重要なのは投資法です。デイヴィッドが言った通りです。これは2006年に通過した法案でして、2007年1月から施行されています。ですから比較的歴史の浅い法律ということになります。

2006年の投資法のもともとの目的というのは、非常にシンプルでイラクに国内外からの投資を促すことでした。そしてまた、サービス及び生産セクターを拡大しようということで、特にオイルや天然ガス以外のところを拡大しようとしていました。また、技術供与であるとか、また雇用の創出、そしてイラクの輸出をふやす、そうすることによって貿易収支をより改善することが彼らの目的でした。

この投資法が施行されたことによってまずNIC、国内投資委員会ができ上がりました。この話はまた後でしますが、このNICは投資ライセンスを、その資格を持った者たちに対して認可するのが主な仕事となっています。デイヴィッドが言っておりましたが、2009年、今年の10月の話ですが、新しい規制に関しての法案が出てまいりました。これはさらにイラクへの投資を誘致するタイプのもので不動産に関するものです。完全に土地を買い、保有することができます。その場合にはイラク人がそこに居住するということが前提となっています。それ以外はあくまでもリースホールド、借地権ということになります。この話に関しましてはデイヴィッ

ドが、また後で不動産に関して別のセクションで話をします。

投資法のキーとなる一つの部分は、ある特定の会社に対してこうした投資法の付与が行われるのではなく、プロジェクト別に適用されるということです。プロジェクトというのは非常に広範囲な定義をすることができると思います。様々な経済活動が考えられるからです。ですから商業的なものということになります。ただ単に建設をするというだけではありません。

2009年からこのようなプロジェクトに関しての資本が、25万ドル最低資本を必要とするという要件が加えられました。もう一つ投資法で重要なのは、これはライセンスというのはオイル、天然ガスセクターには適用されない。また、銀行、金融セクターには適用されないということです。こうしたものは別の法律で管理されることになります。

では、この投資法に関してどのようなメリットがあるかということを説明しましょう。最初に皆様方の投資の送金、そしてまた、利益が出た場合にはそれをももちろんイラクの税金を払った後ですが、送金をより簡単にすることができます。また、国有化であるとか収用とかそういったものに対しての保護を提供することになります。

50年間の定期借地権が存在します。これはもちろん国家投資委員会が認めなければならないわけなのですが、しかし、今年から完全に土地を所有することも認められるようになりました。また、非イラク人の雇用がより容易になりました。

これに関しては2つあります。最初にこれはまだ想定の枠内なのですが、イラク人の雇用人数に関しての規制があります。しかしまた、入国ということに関しては居住ビザあるいは入国ビザ、あるいは従業員、社員の給与を海外に送金することが可能に、あるいは容易になります。また、税の免除が投資ライセンスを獲得した場合に適用されます。プロジェクトの資本がイラク国内に置いてある場合、免税期間をプロジェクトのスタートから10年、15年に延長することも可能です。PWCのほうからもっと税金に関しては深く話をしますので、私はこれぐらいにとどめておきたいと思います。

もちろんメリットに対しては、またそれに対しての義務が発生するわけです。投資法に関連しての義務ということになります。最初に申し上げたように、まずNICは、50%以上がイラク国民によって占められることを期待しています。これは法的な要件ではありませんけれども、これは実施法ということになりますので、有効法になります。つまり実際にそのような形で操業がされているのかどうかということを見ていきます。このコンセプトに関しては、イラク国民がそのエキスパートをイラクに招聘して、イラク国民が十分な検証を行うということが目的になっています。

また、情報の届け出義務があります。したがってプロジェクトの予算であるとか、あるいは進捗状況、あるいはイラクに持ち込まれた資産リストがすべて届け出される義務があります。そしてまた、そのバジェットあるいはプロジェクトプランの中で設定したスケジュールを、忠実に実行することが期待されています。もし6カ月以上の遅れがあった場合には、ライセンスあるいは特定の恩恵、優遇策がなくなってしまうということもあり得ます。そして、最終的にはイラク法の遵守が期待されています。特に環境法ですね。また、国際的なクオリティーがやはり期待されています。

それでは、国家投資委員会、NICについてももう少し深く見ていきたいと思います。最も重要な役割としては、まず投資ライセンスを付与するという役割を持っている機関ですが、もう一つは国際的な投資政策を実施するということです。NICの本部はバグダッドにあります。そのほかに各事務所が地域にあります。第3には非常に大きなプロジェクトの場合には、NICがこうしたプロジェクトのカウンターパートということになります。

もう一点、NICに関して非常に役立つのが、ほかの関係機関と連携をしてくれるということです。地域の、省庁間との連携をしてくれるということです。つまりワン・ショップ・デパートメントという形になるわけです。そして、あらゆるこうした申請であるとか承認に関してのサポートをしてくれるということになります。現在の考え方としては、およそ45日間すべての情報を提出して、投資ライセンスを獲得するまでにかかると言われていますが、これは投資法そのものにかかわってくる問題ですので、実際に迅速にどのぐらいそういったことが実現するかというのは、まだまだ見ていく必要があると思われます。

これが投資法に関連しての話でした。申し上げましたようにイラクに投資をする場合、法人を通した場合に様々な形態があり得るわけです。外資系にとっては3つの法人の形態があり得ます。まず第1が有限責任会社、LLCと呼ばれるものです。第2は株式会社、JSCとなります。そして、3つ目が代表事務所ということになります。あるいは駐在員事務所です。これは完全な民間所有か、あるいは民間と国家の混合、あるいは混合所有ということがあり得るわけですが、まず外資系が可能性のある形態ということで、まず第1に有限責任会社を見ていきたいと思います。

LLCには2つのタイプがあり得ます。完全な民間の会社、つまり100%外資資本が所有する。あるいは民間と国家の共同所有が可能です。この場合には25%が国家の所有ということになります。25%以下になってしまいますと完全な民間企業とみなされます。いずれにしろこれは民間企業で、つまり株式公開の公募が必要とされています。また、この株主は有限の責任と

ということになりますので、これは所有している株式の数あるいはその額に応じた形での責任ということになっています。最低資本要件は100万イラクディナールということになりまして、およそ日本円で8万円相当です。また、株主の数としてもその数が設定されておりまして、25人ということになっています。これは個人事業であっても構いませんし、法人の形態をとっても構いません。

また、LLCのもう一つの側面ですが、第一に6カ月ごとに株主総会をイラクで開く必要があります。大事なことはまたイラク国内であるということです。電話会議、あるいはビデオカンファレンスは許されません。イラク国外での株主総会というのも許されておりません。もちろん議決権を代表する者として誰かを指定することはできますが、これは通知をすることができますし、そしてまた通知する必要があります。そして、株主総会の前にこうしたことが通知されるということが義務要件になっています。

また、株主の決議については、過半数の議決権が必要となっています。例えば会社の定款であるとか、あるいは合併であるとか、会社を清算するといった場合には、議決権の過半数の賛成が必要になります。また、会社が代表取締役会によって経営されるのではなく、代表取締役1人が経営をすることになります。

ここで大事なことは、会社の基本文書あるいは定款を修正するのは非常に難しいことです。ですからジェネラル・オブジェクトの条項というのはありませんので、各々の活動用項目をすべてリストアップしていかななくてはなりません。また、会社の定款、例えば株主総会における議決権の数であるとか、あるいは新株発行の場合の議決権に関する投票数に関しては修正することはできません。この株主総会の合意に関しては、その権利に関してそれを書いていく必要がありますが、従ってこの株主間の合意と、合意に関する項目と、会社の定款においてはそういうものを含めた形でのルールの設定ということが必要になります。

今度はJSCということで、株式会社の話をしてみたいと思いますが、こちらのほうは株式の公開公募をしなくてはいけないということです。また、75%が一般の株主の所有でなくてはなりません。そして、アメリカの銀行がこの手続を行っていきます。必ずしも株式市場に上場する必要はありませんけれども、30から60日の間にまずIPOの通知をする必要があります。

そしてまた、最低資本要件としては日本円でおよそ16万円相当、200万イラクディナールということになります。

また、5人の株主から100人の株主までを要件としています。もう一点重要な相違点といたしましては、この株主総会ですが、年に1回のみということになりまして、しかし、バグダッ

ドで開催をされなくてはなりません。この根拠は、JSCの会社の登記が、必ず登記上株主総会の株主がここに参加していなくてはいけないということになります。

また、発起人による株式譲渡は設立の1年間は禁止ということになります。

また、取締役会が5人以上9人以下から成っているものでなくてはならないし、また、2カ月に1回はイラクの国内で取締役会を開催する必要があります。

第3点ですが、外資系が活用し得る枠組みとしては、支店と駐在員事務所ということになります。これが最も一般的なイラクでの操業の形ということになります。少なくとも投資の初期の段階ではこういう形をとることになると思います。

多くの司法管轄権のように支店あるいは駐在員事務所というのは、外国の親会社から独立した法人格を有しません。支店と駐在員事務所の差というのは、支店は外国の親会社がイラク政府機関と契約を締結している場合のみに可能になります。もし、こうした契約がない場合には駐在員代表事務所しか開くことはできません。こうした代表事務所は販売あるいは販促に活動が限られています。ビジネスに直接関与することはできませんし、また契約を交わすこともできません。

また、支店あるいは代表事務所を登記するためには送達代理人を指名する必要があります。これは法的手続のためです。そして、財務諸表を提出する必要がありますし、またアニュアルレポートを提出する必要があります。この中には会社の基本的な活動事項と、そして次年度の活動内容、国内、国外の社員のリストが必要になります。また、すべてアラビア語、あるいは資格を持った形での翻訳が必要となります。

そして、何か変更がある場合には7日前に通知をしておかなくてはなりません。そして、実際に会社を設立する場合の留意点ですが、第一に会社の登記局の役割ですが、JSCの場合には代表者の参加、出席が必要になる場合もあります。したがって会社の登記局というのは、当局のような役割を果たすことになります。

また、イラクにおける銀行口座の開設が必要になってきます。銀行口座がない場合には操業そのものがスタートできません。特にリテールの場合には、イラクにおける銀行では少なくとも口座開設に最低資金として1,000ドルを要件としています。

また、この支店あるいは代表事務所の登記に関しては、事業用地に係る賃貸契約書が必要になります。こうした土地を持っていない限りは操業が可能になりません。また、登記局がライセンスを付与する前にそれら必要な書類が揃っているかどうかを確認していきます。

ほかに指摘する点は、登記のほかに投資ライセンスにおけるものとして商業ライセンスが必

要な場合があります。これは貿易省または登記局からの申請が必要になります。また、例えば当局のほうから獲得しなくてはいけない各々のライセンスがあると思います。また、事業保険も必要ですが、現在ではイラク国内では入手が困難ですので、ほとんどの場合外資系の会社から保険を買っていくということになります。

今度はフリーゾーンにおける要件ですが、アムラクにおいては1988年のフリーゾーン法が制定されておりまして、投資に関する税は免除されていますし、また、関税もやはり免除をされています。特にイラクにとって大事なことは、フリーゾーンで操業できるビジネスというのはかなり広範囲にわたっておりまして、例えば金融サービスであるとか、住宅、アSEMBリー、製造、あるいはリパッケージングなどは、すべてフリーゾーンの中で行うことができます。

これまで投資という形で、ある会社をつくってイラクで仕事をするために何をしたらいいかという話をしましたので、今からは法人化せずに投資だけをする場合を見ていきます。一番重要なことは、非常に緩やかな規制体制があるということです。特に日本の企業が商品を輸入しようとした場合です。輸入要件がないからです。必ずしも商事代理人を利用せずともイラクに物品を輸入することができます。これはほかの中東諸国でも見ることができる、そういったプラクティスです。

直接販売、自己販売も可能です。商事代理人を利用できないという意味ではありません。もちろんたくさんの商事代理人がありますから、ほとんどどこに行っても代理人を見つけることができます。したがってどのような形で締結しても、こういった形で選択しても結構です。

そして、2000年に商事代理法が既に制定されています。これは余り制限的なものではありません。ですから商事代理人に対しては余り保護がないということになります。要件というのはほとんどありません。イラク人でなくてもいいわけです。イラクに住居を持っていればいいということになります。25歳以上であればいい。また、イラクの商工会議所のメンバーであればいいという、それだけです。

しかし、商事代理人には余り保護がありません。したがってコマーシャル・リクワイアメントとかそういったものはありません。多分唯一関係するのは、突然このようなサービスを停止することができないということです。これはデイヴィッドが言っていたように1951年からあるイラクの民法に關しているもので、この商事法と民法と、そういったものがこの商事代理に關してはかかわってくるということになります。

それでは、デイヴィッドに戻りましょう。デイヴィッドのほうから、もう少し商事に関するお話をしてもらいます。

(デイヴィッド・ローレンス氏) 今からはかなり概論になってしまいます。といいますのも10分間しかないので、10分間で5分野をカバーしなければならない。本当なら何日かかかるところですから、それを10分でやるということなので、まずIPからいきます。

これはここにいらっしゃる方々にとっては重要でしょう。イラクにおいて知的財産というのは、決して新しい考え方ではありません。なぜならばデイヴィッドが言っていましたように、暫定統治機構のほうでもこのIPを保護するという意味での改定を行いました。といいますのが、イラクがWTOに加入することができるようという観点からやったわけです。

次に商標です。商標は10年間まず登録局において保護されますので、この10年が終わった後もう一度それを10年延長することができます。これはちょっと興味深いところなのですが、イラクにおいてはよく知られているマークというのも保護されるということになります。その場合には登録する必要はないのですが、ただ「よく知られている」というのは、全く明確に定義されておりません。したがって登録をした方がいいというのが我々の考え方です。

続いて特許です。特許保護は20年間です。特許を登録するためには、まずこれは新規のアイデアまたは新規のテクノロジーでなければなりません。製品とか製造プロセスであっても構いません。そしてまた、その分野においての問題解決に寄与するものでなければなりません。特許を取得したい人たちにとって重要なのは、このパテントのライセンスを登記局のほうで設定することができるということです。

例えば国防に必要である、または緊急事態である、これは非常にあいまいなコンセプトですが、公益に資するような非営利的な理由からこうした特許を、一挙に否定されてしまう場合があります。そのような場合にはオーナーのほうで、特許を保持している人側と係争しようとしても最終的にはだめだということになります。

また、その製品の商業的なニーズがあり、そのような場合には義務的にそのライセンスを認可されることがあります。そのときにはその特許を保持している人に対しての支払いが行われるということになります。

続いて著作権法、これもイラクにあります。著作権保護を得るために登録する必要はありません。これはその個人の死から50年間、また、企業の場合にはそれをパブリケーションしたところから50年間ということになります。

現在、知的財産法は更新されている最中です。1971年にもともとつくられたもので、CPAがその後法改正をいたしました。そうすることによって、70年代にはなかったようなコンピュ

ータープログラムといったものを中に含めるためです。

不動産法に関しては少し話をいたしました。そして、最近海外の投資家も、ある特定の条件を満たせば土地を所有することができるという話を先ほどいたしました。基本的にはイラク憲法では外国人は、不動産を所有することができないというふうに書いてあります。つまり法律により認められる場合を除いて不動産を持つことはできないと書いてあるわけです。ただ投資法の改正がありましたので、イラクの国境の30キロ以内に関しては、例えば投資法の改正の条件に見合っていたとしても保有することができないということになっています。どちらにしても30キロ以内というのであれば、大して土地の利用法はないでしょう。したがって100%イラク人が持っている、そういった会社であれば100%自由保有権を土地に関して持つことができます。

ただここから出てくる所有というのは、キャピタルゲインとかまた収入という形で海外の投資家が手に入れることができます。これもきちんと契約の中に書いていなければなりません。そうでなければ紛争になってしまいます。ということで通常はリースということになります。これに関して特別問題はありません。もちろん実際に土地を借りるというのに関しては、実は契約書にサインをしてみたもののそのような不動産はなかったといったような、そういったこともありますから、それはきちんと調査しなければならないのですが、外国の投資家に関して私有地の貸借をすることができます。そして、50年間までリースをすることができます。もし、このような外国法人法に当てはまらない場合には、もっとほかの制限があります。また、期間が1年以上にわたる場合には登録が必要ということになります。

続いて労働法、ジェームスが先ほど言っていました投資法の一部にこれが入ってきます。国家投資委員会が、少なくとも労働者の50%以上がイラク国民であるということを確認致します。そして、人を雇用するときにはその資格をきちんと検証して、50%以上をイラク人にするように努力をしなければなりません。この労働法というのは従業員に対して大変有利にできています。

1つの例を挙げましょう。これは日本にかなり似ていると思うのですが、まず労働法上雇用者が、一方的に雇用契約を終了させることはできないとなっています。ということは、幾つもの雇用契約が普通定期的に結ばれていますので、その終了を待つまで雇用の契約を終了させることはできないということになります。

また、即時解雇というのも契約に対する侵害ということになります。もしこのような非合法的な行為があったような場合には、その会社に対しての損害が起こることにもなります。

また、社会保障法に対して24時間前に通知をするということも義務づけられています。

そして、すべての契約書はクルド語またはアラビア語でなければならない。また、従業員の安全衛生上の保護もしなければなりませんし、トレーニングもしなければなりません。

イラクの契約法、これはイラク民法の一部に含まれています。そして、これはもともとエジプト民法に基づいておりまして、ということは、もともとはフランス契約法に基づいているということになります。この契約法の本旨というのは、決して通常から外れるものではありません。常識的なものです。そして、イラク民法において規定されていますので、これは法律的な枠組みの中で縛られるということになります。

すべての契約がこの中に入るわけではありません。そして、この契約というのは合法なものではない。また、公序良俗に反するものであってはならないということが書いてあります。つまりシャリア法に見合ったものでなければならないということになるわけです。つまりギャンブルに関係するような契約というのは、契約としては認められないということになってしまいます。

また、不可抗力の項目が民法の中にあります。セキュリティの問題があるようなイラクに行ってしまうと、この不可抗力というのは重要になってきます。時にはそのようなイベントもあるでしょうし、これによって損害賠償責任から逃れることを望むこともあるでしょう。

民法によると、不可抗力によってもたらされた履行遅滞であるとか不履行に関しては、責任を負わなくていいとなっています。しかし、もちろんこのような主張があつたとしても不可抗力ということを認めるのは、裁判所としては余りやりたくないことだということになります。特にセキュリティの問題に関するようなことに関しては、そういった傾向があります。

もちろんそういった対話をやって、イラクのサービス契約書の内容をやっていかなければならないということになりますが、イラクのセキュリティの状態によって不可抗力が発生したといったことを盛り込むのは、弁護士はなかなかやりたくないということになります。ですからこの不可抗力をもし主張する可能性があるのであれば、必ず契約書の中にその1項目を入れておくことをお勧めしておきます。

続いて、ほかの民法と同じように10年責任がイラク刑法の中にあります。これは建設に関するものです。これは設計者と建設請負人が、もし建築物・工作物の完全または部分的な崩壊が起きた場合に、それに対しての責任を持つということです。または建物の強度であるとか安全性、また、附帯工作物の瑕疵について10年間の責任を負うということになります。

この責任というのは非常に厳格で、この崩壊がもともとの瑕疵ではなくて土地によってもた

らされたものであったとしても、または、もともとの発注人が、このようなスタンダードより低いものをつくったとしてもオーケーだと言っていたとしても、こうした責任を逃れることはできません。また、瑕疵を証明する必要がないが、一つの例外的なものです。したがってこのような契約書の中におきましては、この部分をきちんと意識しておかなければなりません。

以上が、イラクの契約法に関して重要だと思われる点でした。

それでは、今度はドミニック・ラウトンパートナーのほうにマイクを渡して、もしこのような契約書がうまくいかなかった場合どうなのかという話をしてもらいましょう。

（ドミニック・ラウトン氏）ありがとうございました。

私は、日本においては外国の紛争弁護士としてはちょっと例外的で、特に仲裁とか、紛争とかを中心にやっているのですが、過去6年間、イラクにおいて1つか2つぐらいの案件が私の机のところまで届いてきました。これから10分間ぐらいをかけまして日本のビジネスマンとして、イラクでビジネスをやろうとしている人たちは、では紛争解決法があるのか、そしてまた、こうしたことを東京の地方裁判所でも争うことができるのか、また、仲裁を望むとしたらイラクの国外でやることができるのかどうか、そういったことに関して話をしていきたいと思っています。

最初に、ビジネスで操業すると、自然なオプションとしてはイラクのカウンターパーティーと合意をして、イラクの司法制度について合意をするかどうかということですが、つまり裁判所に行って裁判所の構成が対応しているかどうかということをもまず述べていきます。

日本と同じように三審制のシステムをとっておりまして、まず1人の判事が出てきます。そして、もちろんアピールすることがずっとできるわけです、三審制ですので。最初の一審で1人の判事が出てくるわけです。そして、上のほうに行くにしたがって3人の判事が出てきます。特に家事に関する裁判所、例えば離婚であるとか遺産相続であるとか、あるいはシャリア関連に関しては皆さん方の興味関心のあるところではないと思いますが、私は特にここでは民事裁判の裁判所を特に取り上げていきたいと思っています。

裁判所がより上位に行くにしたがって、各々の下位の裁判所の判断に大きく影響されていくことがあります。日本の高裁、最高裁と同じような形をとっています。これは3人のまず裁判官がいるということが特徴的です。憲法においては司法あるいは判事が、司法権が独立性を持っているということなので政治的な介入がないこと、例えば国の機関と関連している場合というのは、もう一つ司法管轄権の別のところでその裁判を行うということも考えたほうがいいか

もしれません。

どういったことが実際に手続上起きるのかということですが、日本と同じようにまず民事法があります。まず判事が事件を調べていきます。そして判断をしていくわけですが、日本と同様に多くの先例があります。そして証拠があります。判事が審判を下していくわけです。

もちろん証人が口頭で証言をする場合もあります。特に例えば文書の真贋に関してのことを審議する場合には、口頭での証言もあります。何を誰が言ったか、誰に対していつ何を言ったかといったようなことを調べていくのです。日本と同じようにまた、例えばインジャンクションなどのような場合にも様々な手法が、例えば不正、資産などが、あるいはエビデンスが破壊されてしまったといった場合はまた別ですが、最終的なレメディーといたしましては、日本と同様特に損害に関しては賠償されることになっていきます。

そして、私自身はイギリス人ですので、例えば差しとめをするとか、この契約上その成果物を算出しなくてはいけないということがあれば、最終的にはその成果物を算出するということは裁判所から命令されることになります。

イラクにおける裁判手続で満足されるということであるならば、そこではやはり仲介も可能です。特に調停法は日本のようにはありません。こうしたときにやはり幾つか問題はあるわけです。イラクはエメンコンベンションの加盟国です。これはアラブの商業仲裁法と非常に類似したものです。この民事手続法に基づいて、各々の仲裁の形式と規則を選択することができます。従ってJCAの仲裁なのか、ICCの仲裁法なのかどちらかを選ぶことができます。

それでは、仲裁をイラク国内でしたくないと、十分な根拠がある場合には、例えばビジネスチームが東京の地方裁判所で紛争解決をするといった場合、東京の司法管轄権で交渉を行っていくということが可能である場合、そこでの手続に関してはもちろん安心はできると思いますが、実効性については少し不安があるかと思います。

というのは、イラクにおいて2国間協定があるとか、あるいは国際条約が締結されていないければイラク国内においてイラクの裁判所は、そういった事件に関しての執行を行っていないわけです。しかし、どこかでこうした協定が、日本とあるいはイラクとの間で結ばれているか否かということを調べておく必要があります。ニューヨーク条約において締結をしている国においては、これはもちろん仲裁、司法の決定において実効性があります。そして、シャリア法の原則にのっとっているわけではありません。

外国の仲裁判断、審判の執行に関してですが、イラクは確かにニューヨーク条約の締結国ではありません。今はまだ話し合いの段階です。外国での仲裁、裁判所に事件を持ち込んだとき

スイスのジュネーブの仲裁条項の場合には、それをイラクで執行する場合には困難が伴う可能性があります。というのはニューヨーク条約に加盟している国、それと同時にリヤド条約に加盟している国で裁判を行っていく、事件を申請していく必要があります。ニューヨーク条約の締結国というのは、ほとんどの国が加盟していますので、そこは問題がないはずだと思います。

(デイヴィッド・ローレンス氏)

最初に申し上げたように、イラクに関しては、石油とガスの話をしなければ終了することはできないと申し上げました。国が機能してイラクは、ニューヨーク条約を締結、署名する予定になっていますが、しかし問題はいつ署名するのかということですが、仲裁要綱に関してICCの契約などはフランスで締結されていますが、フランスはリヤド条約の加盟国ではありませんので、その間にイラクがニューヨーク条約に署名してくれれば、こうした裁判所での判断が実行される可能性が出てきます。

現在イラクにおいては15の国営石油会社があります。そして、これは石油省が管理をしています。重要なことは、国営石油販売機構がすべての販売を行っているということが重要です。これはクルディスタンも含めてですので、もしサービス契約を締結し、そのサービスに対する対価を石油で受け取るという場合には、それらから石油を受け取ることになります。そして、石油契約ライセンス局、PCLDが入札プロセスを管理することになります。

先ほどきょうのセミナーの中で石油法の話をしておりました。2007年に施行されておりますが、議会でこの法案が通らなくてはいけないということです。なぜ議会承認が遅れているかは、生産分与契約がボトルネックになっているということだと思います。歴史的なIOCの生産物の分与が、必ずしも受け入れられるような原則ではなかったという経緯もあります。

そしてまた、新しい連邦オイル・ガス評議会が設置されることになっています。これはイラクの国営石油会社を巻き込むことになります。しかし、これは次の選挙が実行されるまでは何も決定はされていきません。しかし、この法案が通りますとイラクの国営石油会社が設置されることになりますが、それに関してはまた新しい別の法律が管理をすることになるでしょう。

イラクの政府に関しては、こうした生産分与の契約に関しては実効性がないとみなしているようです。その実行が10月に停止されています。クルディスタンのPSAの契約に基づいて生産分与の対価が、支払われていないということがあります。

先ほど12月の入札ラウンドの話をしていましたが、今まで2つあったわけです。まずガスサービス開発生産契約と石油技術サービス契約でした。最初の第1の入札ラウンドに関しては、

すべての油田がすべて実際に生産をしておりましたので、これは契約がカバーをしています。第2次入札ラウンドというのは単一の形態でして、これは最初のガス契約に例示したものです。グリーンフィールドの契約に似ているものでした。第2次は、成功裏に終わってくれればと願っています。

以上で私どものプレゼンは終了させていただきます。イラクの法制度の枠組みについて若干でもご理解いただければと思います。幾つか重要なところがあります。そして、どのようにして紛争解決を行っていったらいいかということのご理解がいただければと思います。

イラクというのは非常に興味深い司法管轄圏でして、今始まったばかりでもあります。ジェトロ、JCCMEがこのような会議を開催して頂いたのは非常にいいことだと思います。というのは日本の企業が、まず世界に先駆けてこうした機会の恩恵を受けるべきだと考えています。どうもありがとうございました。

それでは、今度はPWCの人たちにマイクを渡したいと思います。そして、アカウンティング、タックスについてのお話をして頂きたいと思います。

○テレク・ハッダード氏 皆さん、こんにちは。こうやって皆様方にお話ができることを、大変うれしくかつ光栄に思っております。ジェトロの方々、また、中東協力センターの方々に心から御礼申し上げます。皆様方にお話しさせて頂く機会を頂きましてありがとうございます。私たちと、ハーバート・スミスを代表して御礼させていただきます。

さて、本論に入ります前に、簡単に私たちの会社について説明させていただきます。PWCという会社をご存じない方もいらっしゃると思いますので。私どもは、世界における会計及び金融アドバイザー企業といたしましては、世界最大手の会社の一つです。私たちは中東においては30年前から事業を展開しています。現在2,500人の人たちが中東にいます。その中にはバグダード、クルディスタン、イラクの北部にも人がいます。イシュマイルと私、私たちは2004年からイラクの仕事をしています。そして、PWCのイラク支所に関しては、私たち2人が主に中心となって仕事をしています。

さて、きょう様々なプレゼンテーションを聞いてまいりました。たくさんのトピックがカバーされてまいりました。イラク、イラクに投資するということでたくさんの興味深いお話があったわけですが、私どものほうからは会計、税務基準に関して概要ではありますがお話をさせていただきます。そして、プレゼンの後私たちは残りますので何か質問があったり、または、きよ

うの話の中で入っていないイラクの経済に関するような質問がありましたら、ぜひ私のところに来てください。それ以外の質問でも構いません。

まず冒頭に会計システムを、私のほうから話させていただきます。そして、イシュマイルのほうから税務の話をしてします。

まずイラクの会計システム概要を申し上げますと、最高会計検査院が、会計政策及び監査ということでは一番強力な立法機関ということになります。アルバダセルトッキー氏が現在この検査院を率いています。

もう一つはアドバイザリーボード、監査諮問委員会があります。これはアソシエーション・オブ・サーティファイド・オーディター、公認会計士協会に相当するものです。そして、この委員会というのは、イラクにおける会計監査人を自主規制する目的で設立されたものです。これまで委員会は14のステートメントを発表しています。最高会計検査院は政府の機関の監査を行っています。

外国企業としてイラクで操業したいと考える場合、イラクにおいて事業を法人化して行いたいという場合には、統一イラク会計システムに基づいて法定会計報告を行わなければなりません。そして、これらの会計報告書は、イラクで資格を持った会計事務所によって監査を受けておかなければなりません。

この統一イラク会計システムについて簡単に説明します。これはもともと政府団体用につくられたものなのですが、後に営利目的の機関に対しても適用されるようになりました。しかし、これは1990年代から改定されていません。

統一イラク会計システムは、所定の勘定科目を使うようになっています。この勘定科目一覧表コードのコードは一定のコードで、IFRSの中で、またはそれ以外の各国の会計原則の中で使用しているコードとは若干違うものになるかもしれません。最近になりましてIFRS、国際財務報告基準へ切りかえるという話も出たのですが、まだこれは法案化されてはいません。

中央銀行が、金融機関に対して財務報告書を、国際財務報告基準に見合うようにする準備をするべきだというコミュニケーションがありました。イラクで会社を設立するためには、この基準を満たしていなければなりません。しかし、それができたからといって会社はすべての会計原則、例えば親会社の会計基準であるとか、国際財務報告基準をすべて満たすことができているというわけではありませんので、多くの場合経営陣がより詳細な情報を提供するということが求められます。

また、この法律の中には、これらの帳簿管理をアラビア語で行わなければならない

いということです。実際のマニュアル、帳簿管理のマニュアル、また、会計処理に関係するすべての書類は、すべてアラビア語で手書きで行わなければならないということになっています。ですからコンピューター化されて全部コンピューターでやっていたとしても、物理的に手書きで書いた記録、帳簿、勘定元帳が必要ということになります。

政府に対する報告書類はすべてアラビア語で作成しなければなりませんし、先ほど申し上げましたように、統一イラク会計システムに報告書を出す場合にもアラビア語でなければなりません。

また、ほかの通貨でレポートをしてもいいのですが、しかし、オフィシャルな通貨単位はイラクディナールになります。これは正式な報告の場合に適用されます。

もちろんこれらの基準とほかの基準との間には、幾らかの差異がある場合があります。例えば会計基準の中の減価償却であるとかそのような項目が、イラクの会計基準とほかのところで若干違う場合もあります。

最近の契約、大手の外国企業でイラクに投資をしようということで結ばれた契約、例えばテレコムであるとかオイル、天然ガスの分野の契約書を見てみますと、幾つかの柔軟性があるなという感じを受けています。ちょっとあいまいな感じですが、それらを見ますと企業は、自分たちの会計報告をすることができるということなのです。最終的な会計報告書のまとめ、サマリーみたいなものを月ごとにアラビア語で報告すれば、そしてまた、イラクディナールで報告すれば認められているという例があるからです。

しかし、仲裁であるとか、また、何らかの法的係争になったような場合、そのような場合に關してはアラビア語で、そしてまた、イラクディナールで必ず報告書を出さなければならないということになります。それでは、私の同僚のイシュマイル・マラカにマイクを渡して、税制について説明してもらいます。

(イシュマイル・マラカ氏) 皆さん、こんにちは。これから10分ほど私のほうから、非常に複雑でとても重要なトピック、イラクの税制について話を致します。イラクにおける税規制です。

最初に法人化の話をします。ジェームスが先ほど言っていましたが、イラクにおいて例えば先ほどありましたように株式所有であるとか、共同所有であるとか、また、リミテッドといったような幾つかの形の企業形態がありますが、それによって規制が違ってきます。

例えば2人以上20名以下のパートナーで有限責任会社をつくらなければならないというこ

とがあります。また、ある一定のパーセンテージの株式が、イラク人によって所有されなければならないということがあります。

また、51%以上が必ずイラクの企業によって、またはイラク人によって所有されなければならないということが書いてあります。

そして、これらの法人所得税ですが、毎年7月1日までに申告することになっています。そして、これらはすべてアラビア語で記述しなければなりませんし、会計年度の終了から5カ月以内に報告しなければなりません。そこで毎年毎年納税額全額は、7月1日前にきちんと支払っておかなければならないということになります。

続いて、イラクにある税金の種類ですが、4つのカテゴリーがあります。1つは法人所得税、そして2番目が個人所得税、これはイラク人と非イラク人との間では違います。社会保障料、これは後で説明しますが、個人と会社の負担分とに分かれています。そして最後に印紙税、そして関税があります。これは輸入品とか、また、委託輸入品とかに関係するものです。不動産の賃貸借税であるとか、付加価値税とか、売上税とかが既に討議に上っていますが、これはまだ未施行です。

法人税についてですが、イラク内で獲得したと見られる所得はすべて課税対象になります。これは一律15%です。課税所得に対してです。課税所得というのは財務諸表を評価した上で税制当局が判断していきませんが、業界によって例えば輸送業である場合には、プロフィットが20%というふうにみなされていきます。したがって、その20%に対する課税所得に対する税率15%ということになります。

課税所得は、通常は一定の控除引当金による調整後に評価をされていきます。そして、それは税全体から控除されていきます。損失は5年間の繰り越しが可能です。そして、翌年以降の課税の所得が最大50%までは相殺可能になります。

個人の所得あるいは社会保障料ですが、3%から15%、これは所得の段階によって変わってくるわけですが、もちろん控除あるいは経費、あるいは家族手当などがあるわけですので、それらは控除項目になります。

また、社会保障料は5%が社員によって負担され、残りの5%が会社、雇用主によって負担されていきます。もちろんすべての経費は、ある一定の制限のもとに控除されていきます。

最後のカテゴリーですが、これは印紙税及び関税ということになります。すべての契約は印紙税の対象になります。これは契約金額の0.2%です。あるいはクルディスタンの場合には0.1%ということになります。すべての輸入品は5%、これは食品を除くことになりますが、

プラス輸出税1%、これは公正市場価格の1%ということになりますが、イラク復興税がかかります。

以上をもちまして、簡単にではございますが、税制についてのお話をさせて頂きました。皆様、御清聴ありがとうございます。

(司会) ご講演どうもありがとうございました。それでは、ご質問ある方、挙手をお願い致します。中央の方、どうぞ。

(質問者) ご説明ありがとうございます。ジェトロです。

紛争処理について1つ質問がございます。先例を認めるというご説明がありましたが、例えば判決は公表されているのか、あるいは重要な先例になるものについては判例集が発行されているのか教えていただければと存じます。

(ハーバートスミス社) 私の経験では、イラクの司法裁判所の場合には日本の司法手続と同じものがあります。しかし、イギリスの手続とは違っています。イギリスにおいては毎月すべての裁判事件が報告され、そして発行され、公表されています。非常に厚い本が出されています。日本ではちょっと違っているようです。イラクの司法システムというのは、日本のシステムに似ていると思います。というのは、最も重要なものが公表されて、そして学者によって選定されて、そして報告されると、特に備考欄に民間にどのような形で裁判所が解釈したかということを知らせていると思います。

(質問者) 貿易コンサルタントをやっています。アービットレーションの件でお聞きしたいと思います。日本はウィーン売買条約、CISGに71番目に去年アクセッションしたのです。今年の8月1日から発効されておるのですが、イラクの場合はきょう資料を持ってきていなかったのですが、CISGにはイラクは入っておるのでしょうか。それによって、入っているいないによって仲裁地が変わってくるのです。どちらで仲裁を行うかということがありますので、その辺についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

(ハーバートスミス) いや、締結国ではありません。CISGの締結国ではありません。でも、なぜこの仲裁に関して特別それを行ったからといってメリットがあるかわかりません。

私自身CISGの締結国の事件を扱ったことがあります、このセールスコントラクトの中に少し入れる項目というのはあるのですが、でもほとんどの最近の売買法においては含まれる項目です。ですからイラク法に基づいてつくられた契約法の中に、それが入っているかどうか現時点では私はわかりませんが、私個人としては、このCISGの締結国だったからといって特別メリットがあるようには私は思えません。私自身が実際やっているものに関して、このような締結国でないようなところがたくさんありますが、別に問題はあります。

(司会) ありがとうございました。